

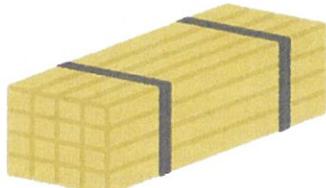
十日町市農林水産業総合振興事業費補助金

市産材普及事業

市民の森林・林業・木材への関心を高めるため、市産の木材（市産材）を活用した事業に必要な経費の一部を補助します。

市産材製品開発及びPR

市産材を使用した木工品の開発、PRに係る費用の一部を補助します。



市産材の購入費



広告・宣伝等の費用



木材の加工費

製品の全部または一部に
市産材が使用されている
木工品が対象になります。

補助率

1/2以内（上限 10万円）

市産材製品購入

市産材を使用した木工品の購入費用の一部を補助します。



事務所・店舗の備品



保育施設のおもちゃ

市内の事業者等が対象で
す。木工品は事務所や店舗、
業務で使用してください。

補助率

1/3以内
(上限5万円、下限1万円)

補助内容の詳細は裏面をご覧ください。

【問合せ】十日町市役所 農林課 林業振興係（電話：025-757-9917）

1 市産材製品開発及びPR

市産材を使用した木工品の開発と PR に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に事業所又は工場等を有し、市産材で木工品を製作する事業者
補助対象品	製品の全部又は一部に市産材が使用されている家具類、おもちゃ及び小物類 等※ ※ 建築物に固定されない木工品全般
補助対象経費	市産材購入費、資材（原材料）購入費、木材加工費、広告料、ホームページ作成経費、備品・消耗品費、通信運搬費、印刷・製本費、会場借り上げ料、講師等謝礼、人件費、交通費 ※ 消費税は補助対象経費から除く
補助金額	補助対象経費の 1/2 以内（上限 10 万円） ※ 千円未満切り捨て
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 市産材製品開発及びPR計画書（別記様式第1号） (3) 市産材証明書（別記様式第3号） (4) 納税を証明する書類の写し
事業の完了報告	事業の完了後、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 事業実績報告書（様式第6号） (2) 市産材製品開発及びPR実績報告書（別記様式第1号） (3) 補助対象経費の代金領収書の写し (4) 完了写真（開発した製品の写真、PR の実施が確認できる写真等）

2 市産材製品購入

市産材を使用した木工品の購入に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に事業所、店舗等を有する民間事業者、学校法人、社会福祉法人及びNPO法人
補助対象品	製品の全部又は一部に市産材が使用されている家具類、おもちゃ及び小物類 等※ ※ 建築物に固定されない木工品全般 ※ 市内の事業所、店舗及び業務で使用する物 ※ 市内に事業所又は工場等を有する事業者が作製した物
補助対象経費	市産材を使用した木工品の購入費用 ※ 消費税は補助対象経費から除く
補助金額	補助対象経費の 1/3 以内（上限 5 万円、下限 1 万円） ※ 千円未満切り捨て
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 市産材製品購入事業計画書（別記様式第2号） (3) 市産材証明書（別記様式第3号） (4) 納税を証明する書類の写し
事業の完了報告	事業の完了後、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 (1) 事業実績報告書（様式第6号） (2) 市産材製品購入事業実績報告書（別記様式第2号） (3) 補助対象経費の代金領収証の写し (4) 完了写真（購入した製品を使用していることが確認できる写真等）